

令和7年度「自転車ルール・マナー検定」

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

1 横断歩道は歩行者のための場所なので、歩行者の迷惑となる場合は、自転車に乗ったまま進行してはならない。

2 自転車が歩道を通行できるのは、以下のときである。

- ① 自転車歩道通行可の標識（図1）や標示があるとき
- ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき
- ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき



図1

3 右図（図2）のように、自転車で歩道を走行する場合は、歩道内の車道側の部分を通行しなければならない。

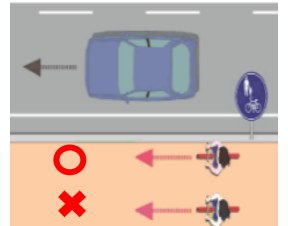


図2

4 自転車で歩道を走行していて、歩行者とぶつかるおそれがあるときは、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらおうとよい。

5 自転車で歩道を走行する際、歩道の幅が広く、歩行者もいなかったため、友達の自転車と横並びで走行した。

6 夜間は必ず前照灯を点灯しなければならないが、他の人からもっと見やすくするため、赤色点滅式の前照灯を点灯して走行した。

7 右図（図3）のように、車両用信号が青、歩行者用信号（歩行者・自転車専用の表示あり）が赤を示している場合、車両用信号に従って交差点を横断することができる。

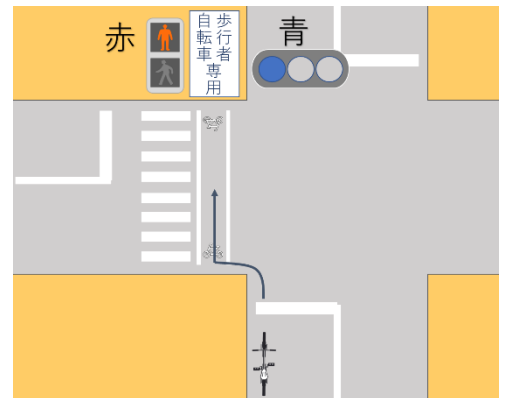


図3

8 前を走る自転車を妨害してやろうと思い、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわす行為は、あおり運転の違反になる。

9 自転車の二人乗りは原則禁止されているが、罰則は定められていない。

10 電動キックボード（図4の例）のうち、自転車程度の大きさで、最高速度が時速20km以下など一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」にあたり、都市部などでレンタル用車両が普及している。この車両は運転免許が要らず、13歳以上であれば誰でも乗ることができる。



図4



- 11 スマートフォンで電話をしながら自転車を運転してはならないが、メールの確認など、画面を見るだけなら違反にはならない。
- 12 イヤホンやヘッドホンを使用し、大音量で音楽等を聞きながら安全な運転に必要な音や声が聞こえない状態で自転車を運転する行為は禁止されている。
- 13 一時停止の標識（図5）がある交差点では、自動車は一時停止しなければならないが、自転車は安全確認をしっかりと行えば止まらなくてもよい。
- 14 歩行者用道路の標識（図6）がある道路は、自動車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。
- 15 自転車で車道を走行中（図7）、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は必ず一時停止しなければならない。
- 16 ペダルが付いている電動バイクは、「モペット」、「フル電動自転車」、「ペダ原」、「ひねちゃ」などと呼ばれ、アクセルとなるスロットルやレバーを操作して電動モーターで走行させることができるが、電動モーターを作動させずにペダルのみを用いて走行させる場合は自転車と同じなので、運転免許がなくても乗ることができる。
- 17 自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合は、負傷者を救護し、相手と連絡先を交換しておけば、警察に通報しなくてもよい。
- 18 14歳以上の者が、自転車で一時不停止や信号無視等の危険行為を行い、3年間に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。
- 19 自転車のヘルメットは、被っていなくても罰則はないが、事故時のリスクを考えて、被るよう努めなければならない。
- 20 石川県では、令和6年4月1日から自転車利用者は自転車保険に加入することが義務化された。ただし、未成年者が利用する自転車は義務化の対象外であり、保険加入の必要は無い。



図5



図6

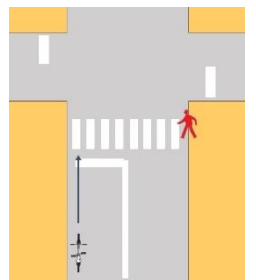


図7

解答欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

自転車  **をとめたら必ず二重ロック**  **を！**